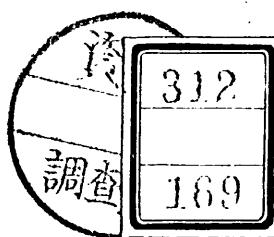


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

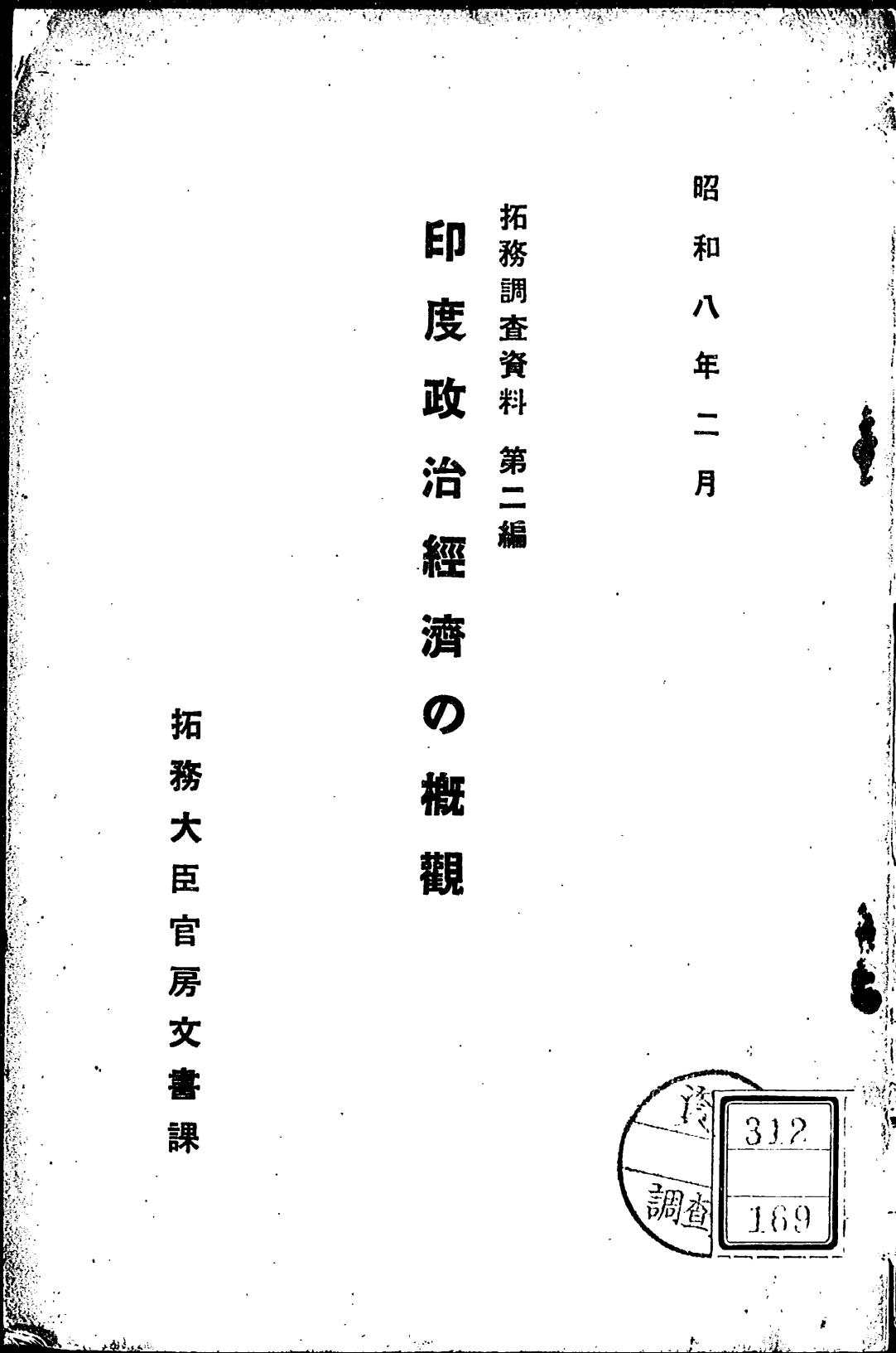
昭和八年二月

拓務調査資料 第二編

印度政治經濟の概観



拓務大臣官房文書課



露光量違いにより重複撮影



例 言

本編は印度總督府の編纂に係る "Moral and material progress and condition of India (1930—31)" に依り、印度政治經濟事情の一斑を記述したるものにして印度の現勢を知る最新且確實なる一資料と認む（調査擔當吉村囑託）

一、附錄として一九三一年九月ラウンド・テーブル誌所載「印度の將來」を收む（水野和一氏譯）

昭和八年二月

拓務大臣官房文書課

312
169

露光量違いにより重複撮影

| | | |
|--------------------------------------|---|---|
| 内閣文庫 | 一 | 冊 |
| ハ ハ ハ ハ ハ ハ 七 号 | | |

和書

312

169

例・
言

一、本編は印度總督府の編纂に係る "Moral and material progress and condition of India (1930—31)" に依り、印度政治經濟事情の一斑を記述したるものにして印度の現勢を知る最新且確實なる一資料と認む。（調査擔當吉村囑託）

一、附錄として一九三一年九月ラウンド・テーブル誌所載「印度の將來」を收む（水野和一氏譯）

昭和八年二月

拓務大臣官房文書課

印度政治經濟の概観

目 次

| | | |
|-------|------|---|
| 第一章 | 國民運動 | 一 |
| 第二章 | 國防問題 | 五 |
| 第三章 | 政治事情 | 三 |
| 第四章 | 農業 | 二 |
| 第五章 | 工業 | 三 |
| 第六章 | 商業 | 四 |
| 第七章 | 財政 | 四 |
| (附録) | | |
| 印度の將來 | | 七 |

印度政治經濟の概観

第一章 國民運動

印度は其の人種、言語、文化の複雑多様にして英國の統治以前殆ど統一せられたることなく、之を一個の國家と言はんよりは一個の大陸と稱するを適當とするとは久しく言ひ習はされたところであるが、近年に至り其の國家的地位に於ても國際的地位に於ても俄に進展し英帝國會議に代表され、經濟的利益を擁護する爲倫敦に高等理事官の常置せらるゝあり、國際聯盟の參加國となることを得、今や印度憲法は改正せられて儼然たる地位を英帝國內に占めむとするに至つた、斯る形勢の眞意義を把握するには印度國民運動の原因と其の特質とに付て簡単ながら若干の叙述を爲すの必要がある。

甚だ逆説的な見解であるが、英國の統治にして進歩的でなく有能でなかつたならば、現在の反英的國民運動は起らなかつたであらう、何となれば英領印度と稱せらるゝ廣漠にして相異なる地域が統制ある行政に支配されず、其の地理的に割據せる地位が近代の交通手段に依て連絡せられず、其の多種多様なる人民が西歐の文化に薰陶せられたる少數者に依て共通の要望を有するに至らなかつたなら

ば、國民運動が現在の勢力を扶植することは出來なかつたであらう、畢竟英國統治の成果が印度人の打倒せんと欲する情勢を創造したのであつた。少くとも印度が現政府の下に獲得した機械的、文化的及言語的統一の直接の結果として英人が一世紀半に亘つて樹立し得た獨占的權力を崩壊する過程が完成せんとしつゝあるのであつた。

一八八〇年前後から漸く顯著となつた反英的—寧ろ反歐的感情の潮流の中に二個の互に交流し反應しつゝも相異れる潮流があつた。其の一は印度教徒の中に於ける復古運動であつた、此の運動は印度の文化は西歐の唯物的文明との接觸に依て害はれたので、之に關する一切を排斥することに依てのみ印度の經濟は達成せらるべきであると言ふ信念に基いてゐる。其の二は之に反し其のインスピレーションを過去よりも寧ろ將來から得たものであつて、西歐の教育及西歐の理想を享けた印度人の、より物質的な要望から起つたものであつた、六千哩を隔つる西歐の一小島から移住せる數千の外人をして三億萬民衆の運命を左右せしむべきではない、國務に對する統制は宜しく印度人の掌握に歸せしむべきであると提唱するのであつた。此の後者の思想が擡頭し始めたときには歐洲國民殊に英國民の世界に於ける物質的、智力的及道徳的優越に對敵するものがなかつたから、此等思想に對する障礙は真に踰ゆべからざるものであつた、然るに二十世紀の最初の三十年間に西歐の威嚴を震撼するに足る幾多の要因が相踵いで起つた、南阿の二小共和國を鎮壓するが爲に流石の英國も其の殖民地と共に全力を

傾け盡さゞるを得なかつた、蕞爾たる東洋の一島國が英國の強敵として半世紀に亘つて憂慮しつゝあつた歐洲の強國に對して大勝を博した日露戰爭の印度國民運動に與へた影響は甚大であつた、過去に於ける亞細亞民族の功績を擧揚し、印度文化の優越を鼓唱せんとする智識階級の傾向に強大なる刺戟を與へた、加之當時に於ける印度の工業化と機械的發明の世界的普及とは漸く歐洲民族の威嚴を失墜せしめた、何となれば一方に於て歐洲人の科學的成功は彼等の本質的優越性に基くと言はんよりは、寧ろ單に歴史的事件の結果に過ぎないと看做されると共に、他方に於ては工業的文明の過程と方法とに親しく接するに及んで、其の利益と共に其の弊害が明敏なる觀察者の眼に映するに至つたからであつた。斯くて今世紀の初に至つて英人に依て印度に輸入せられ、當初は奇蹟的と思はれた機械的發明も其の感銘力を失ひ始めた。

併し此等重要な要因にも増して印度の國民運動に勢力を及ぼしたものは、世界の大戰及之に伴へる各種の新思想であつた、英國は結局勝利を博し得たとはいへ印度の國民主義者は其の社會的、經濟的全機構が根柢から傾覆されたのを看過しなかつた、前世紀に於ては少くも世界の智識的指導者であつた歐洲民族が、數百萬の國民を犠牲にし數十年に亘て其の資源を壊滅するに非ざれば彼等の紛争を解決し得なかつたと言ふ事實は、西歐文明に對する幻滅の潮流を變轉するを得なかつた、智識階級に對し等しく顯著なる影響を與へたものは、戰爭の目的に關する聯合國の宣言と印度自身が此の戰争に

於て重要な役割を果した事實であつた。民族自決と劣弱民族と雖其の運命を開拓するの天賦の権利ありとする原則とは、内外の關係に於て劣者の極印を捺され自國の行政に參與するを拒否されたと思惟せる印度人の熱心なる共鳴を得た、而して此の共鳴に更に刺戟を與へたものは一九一七年八月に於ける印度に責任政治を附與せんといふ英國政府の宣言であつた、此の宣言の結果として制定された一九一九年の印度統治法は、若しアムリッタの虐殺事件に依る國民的憤慨の激成せらるゝなく又其の結果として起れる三年に亘る非協同運動の故障がなかつたならば、印度國民主主義者の要望を満足せしむるに足る力があつたであらう。一九二三年より二七年に至る間國民運動には著しき波瀾の洶湧がなかつたが、大戰後四年に亘り國民主主義者が其のデモンストレーションに依て印度大衆の同情と支持とを博し益々自信を固ふしたことゝ、印度統治法の施行狀況を調査し法律改訂の要否を考察する爲に任命せられたサイモン調査團中に印度人を含まないといふことゝが、運動の更生を助長し其の勢力漸く熾烈となり遂に一九三一年の非暴力的反抗運動となつた。

國民主主義的感情が印度社會の全機構を通じて廣く深く浸潤せることは疑の餘地がない。而して其の重要な特質は印度人は自己の運命を支配し他の國民及民族と完全なる平等の地位を得んことを要望し、此の目的を達成するが爲には短兵急に如何なる障礙をも突破せんとするに在る、此の性急こそ國民運動の主要なる衝動を成すものであると共に此の運動の主要なる危險を含むところである、何とな

れば印度の國防問題と社會的問題とは到底看過し得ざる現實であつて、若し國民主主義者の要望が餘りに忽卒に許容せられ、他民族の歴史が示す如く理想に對する熱情が現實の前に冷却消滅することゝなつたならば、印度は再び渾沌たる紛亂の舊態を現出するに至るであらうからである。

第一章 國防問題

印度は隣國との間に六千哩の長さに亘る境界線を有するが大體に於て外敵からは善く保護されてゐる、ビルマの海岸からインダスの峽谷に至る北方及西方の疆域には多年危險の生ずることがなかつた、ヒマラヤ山脈は西藏方面よりの侵略に對し充分の障壁を供するのみならず西藏政府と印度との關係は頗る友好である、支那以外に印度の北境に接壤する唯一の他の國はオバールであるが其の印度との親善關係は殆ど永久的である。

東北隅にはアッサム州に通する隘路があるが此の方面からの侵略は頗る困難である、併しビルマの支那に接する疆界は一千哩に及び文明的軍隊の進撃の虞があり、雲南に於ける動亂の甚しくなるに伴ひ度々脅威を感じたことがあつた、更に南方に於ては佛領ラオスと接すること百哩、シャムと接すること六百哩であるが、此等地方は英國との關係は親善であるから國境に於ける紛争の機會は甚だ少ない。

印度政府の最も警戒する國防問題は西北境に存するのであるが、其の叙述を爲す前に海上よりの危険に付て一言しよう。英國の統治以來印度は英國の絶大なる海軍力に依て海岸の保護を受けてゐるが、此の方面よりする侵略の可能を無視することを得ない。海外貿易が發展し印度の富の大部分は海岸に近き都市に集中し、而も少數の良港は海軍の見地よりすれば防護頗る容易でない、其故英國の統治關係が維持せられ英國の海軍が其の責任を全ふするに足る間は印度は海上よりの侵略を憂ふるの必要はないが、一旦英國との關係斷絶し印度自身防備に當るの時機に際會したならば、其の富と地位とが優勢なる海軍國の侵略を誘致するの虞なしとは斷言し得ないのである。

印度の西北境は屢々印度征略の門戸であつた、加之西北境に接壤する地方の人民は大部分は回教徒であつて印度政界の潮流に著しき影響を及ぼすのであるから、外國の侵略に對して此の地方の防備を嚴にすることは印度を統治する政府の第一の責任とする事業である。

西北境の問題は概言すれば國際的と酋族的との二に別れる。國際的問題は印度の波斯、アフガニスタン及露國との關係より生ずる、幸にして波斯との關係は良好であるがアフガニスタンの住民は慄懾にして戰争を好み其の君主の政令を奉せずして、動もすれば獨立的行動を執るばかりでなく、一九一九年一二〇年の如きは印度政府はアフガニスタン政府と戰端を開いた。一九二九年アマヌラ王の退位の結果内亂の紛起したときに當りては英國政府はカブールから代表者を引揚げ中立の態度を取つた、後

年ムhammad・ナジル・シャア王の下に秩序の恢復せられてから印度、アフガンの關係は再び友好となるに至つた。露國は西北境と接壤してゐない爲に其の關係は寧ろ間接的である、併し帝政時代に於ける露國の中央亞細亞に對する企圖、アフガニスタン及ペルシヤに對する關係は印度政府をして大に警戒せしむるところがあつた。ソヴィエト政府となつてから其の脅威は大に減じたけれども、其の政治組織が列國と調和せず其の行動に反英的宣傳の含まるゝが爲に印度との關係は必ずしも圓滑でなく、動もすれば外交上重苦しき雰圍氣を釀成することがあつた。

次に西北境の酋族的方面を述べると、其の國境の線と行政區劃の線とが一致せざる地方があり、その中間に居住する人民は環境の山岳重疊し雨量少なく物資乏しき爲に半遊牧にして慄懾であり曾て命令に服從したことのないものである、彼等臨境地方の酋族は北より南に亘り互に相交通連絡し、其の一部に對する軍事行動は直に他部の同情を喚起するを常とし且戰士として優秀なる資格を有するから精銳の軍隊を以てするに非ざれば彼等に抗敵することを得ない。彼等の人口は三百萬に上り其の戰士は少くも五十五萬人と算へられる。

臨境酋族に對する印度政府の關係は半外交的にして半軍事的であるが彼等に對する政策は英國の統治以來久しく一定されず、一八七〇年代に至つて漸く懷柔の手段を講ずることとなつた。併し彼等の地方を占領するにもあらず行政するにもあらず唯當面の秩序を維持するに過ぎなかつたが、大戰後愈

々積極的に行動を開始し防備及警察の施設を爲すと共に文化的及經濟的勢力を撲滅する企劃を實行するに至つた。

八

印度の國境に關する考察は上叙の如くであるが次に國防軍の組織に付て敘説しよう、國防軍は陸軍、空軍及印度海軍より成り、陸軍は正規軍(英軍を含む)、補助軍及地方軍の三者を以て組織する、此の外に印度藩王の支配する總數三萬七千の軍隊がある。

正規軍に於ける英國軍隊の兵力は將卒を合せて五萬八千であり、印度軍隊の兵力は現役十三萬一千、豫備役三萬四千であつて其の將校の大部分は英人である、概言すれば印度軍隊の下士及兵卒の三分の二はヒンズー又はシーカスにして其の三分の一は回教徒である、而して其の大多數は印度の北部地方から徵募せられる。

補助軍と地方軍とは義勇兵であつて、前者は歐洲人又はアングロ・インディアンからのみ徵募され其の兵力三萬二千であり、後者は若干の將校を除けば凡て印度人で其の兵力一萬五千である。

印度空軍は八航空機隊より成り其の總數は二百十五臺にして、將卒は英人二千二百十五人、印度人一千二百九十六人である。印度は英國と豪洲との重要な航空連絡地點であること、道路及鐵道の便未だ十分でないことに顧みると空軍の印度に於ける價値は極めて大である、殊に西北境の地勢及貧族の狀勢は空軍の活動に俟つもの多大で、隨て空軍は西北部に集中駐屯せられてゐる。

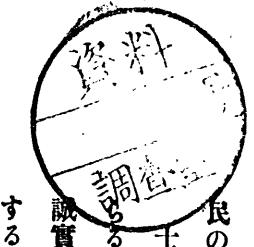
印度海軍の歴史は東印度會社時代に溯るものであるが、現在に於ては英國現役海軍少將の指揮下に組織運用せられ士官百二十二人、兵員千五十五人にしてスループ四隻、巡視船二隻、トロウラー五隻、測量船二隻、練習船一隻より成る。

印度の國防に關する刻下の重要な問題は其の國民主義者の要望との關係である。印度の人民にして一個の民族、階級、宗派又は部落に屬すと意識するよりも一個の印度國民に屬すと意識するものゝ數は甚だ少く、國民主義者と稱するものも外國統治者排斥を除いては殆ど共通せるものを有たない、此の印度國民主義と印度分立主義とも稱すべきものとの根本的對立こそ實に印度國防問題の難關の存するところである。

國民主義を主張する以上印度の國防は印度人に於て負擔すべき事は當然のことであるが、國民主義が國防問題を論議の對象となすに至つたのは漸く大戰以後であつた。彼等の要望を要約すれば(一)速に正規軍の士官階級に印度人を擧用すべし(印度化)、(二)徵募の範圍を擴張し從來徵募せる民族以外に及ぼすべし、(三)地方軍に於ける軍事訓練上一層の便宜を印度人に與ふべしと謂ふに在る、之と同時に彼等は軍事費の過當を鳴らし之を削減すべしと主張する。

之に對する印度政府の辯明は先づ軍事費の問題より述ぶれば中央及地方の總收入平均二十二億留比に對し軍事費は五億留比に達し、一見不當の多額のやうであるが上叙の國境の形勢を考量するときは

佛、伊、米、露等の軍事費と比し必ずしも過當なりと断すべきではない。國民主義者が軍事費を削減して所謂國家建設の事業に多くを費消せんと欲するは同情に値するが、今日の軍事費は一九二三年以後當時の六億五千萬留比に上れるものを節減して計上せられたものであつて、これ以上に多額の削減を爲すときは國家建設は勿論有效なる行政をも満足に行ふを得ざる窮境に陥るであらう、是は印度国民の康寧に對し責任を負ふ政府の斷じて許容し能はざるところである。



士官階級の印度化に付ては國民主義者は文官方面に於ては印度人は將來益々多く行政各部に舉用せらるべきといふ一九一七年の宣言に従ひ多少の進歩が見られたが、武官方面に於ては此の政策は何等誠實に企圖されなかつた、政府の眞意は印度の國防を英人土官に一任するの政策を永久ならしめんとするに在ると非難する。之に對する政府の見解は、先づ注意すべき根本問題は政府批判者が主張するが如き、短期間に印度人の指揮下に在る有能にして信頼すべき軍隊を設くるの極めて困難にして殆ど不可能なることである、下士官以下の英人の徵募を全然廢止するが如き急激なる印度化の政策を善しとしても軍の能率を維持するの必要上、純然たる印度人の軍隊を組織し得る爲には早くとも一九五〇年を俟たなければならぬ、是は下士官が聯隊の指揮を執り得るに至るまでには一定の期間を必要とするからである。之に對しては政府の印度化着手が甚だ緩慢であつたといふ批難があるは勿論であるが、既往は責むるも證なし、政府の從來の政策が當否何れにあるにせよ士官階級の印度化の計劃は現

在の状態に於ては未だ試験の段階に屬し其の成果は豫断を許さざるものである。

徵募問題に付ては現在ビルマを除く印度の三割に當る地域即ちブンジャブ、ネバル、聯合州、ジャム・カシミア侯國及西北境州が兵員の八割七分を供給し、ポンベイ及マドラスのブレシデンシーの如き廣大なる地域からは九萬五千、中央州及ビハル・オリッサ州からは僅に四百を供給し、ベンガール及アッサムは一人も供給しない。單純な軍事的見地からすれば戰士たるにふさはしい資質を有する民族から兵員を徵募するは何等非難するに當らないが、國民運動の見地からすれば廣大なる地域から數世に亘つて兵員を徵募せらるゝものがなく、軍隊は少數の民族のみから組織せらるゝといふことは印度が眞の國民的軍隊を得るの障礙となることはないか、印度自治政府の下に於て現在の少數民族のみから成る軍隊が果して忠實に國家全體の利益の爲に奉仕し、其の獨占的地位を自己の利益の爲に濫用するの虞がないであらうか、茲に於てか國民主義者は政府の現在の政策を以て單に軍事的の見地に出づるものではなく、北方の人民に民族的優越感を養はしめ國民的要望の完全なる實現を阻止せんとする意圖に基くものであると非難する。

政府を辯護する者は言ふ、現在の政策は單に經濟的に軍事上の目的を達せんとするに外ならない。國民的軍隊を組織する爲に言語、宗教、人種を異にするのみならず其の性格體質の同じからざる民族を徵募することは甚しく不經濟でもあり又甚しく危險である、殊に英國統治以前の歴史に顧みる

も、世界大戦の際に於ける兵員募集の實際に照すも、印度南部の民族は其の資質及傳統に於て北方民族に比し戰士たるに不適當である、純然たる國民的軍隊を造ることは其れ故に數年間は實行し得べからざるものである。

地方軍に關する國民主義者の要望に付ては政府は何等反対するものではない。地方軍は人民の間に國防觀念を養成する重要な機關である、併し元來地方軍なるものは正規軍に代はるべきものではないから主義としても便宜としても正規軍の經費すら削減せられんとする今日に於て其の費用を増加することは政府の甚だ困難とするところである。

第三章 政治事情

一九三〇年度（同年四月より翌年二月に至る）の全期間を占領せる重大なる政治問題はガンヂを中心とする國民主義者（印度會議派）の非暴力的反抗運動であつた。

是より先印度自治に關する英國政府の意圖に對し國民主義者間に多大の疑惑を抱くものを生じ、殊に印度統治法改正の調査を目的とするサイモン委員中に印度人を舉用しなかつたことが益々英國の誠意を疑はしむこととなり印度の政情が甚だしく險惡となつた、此の不信と不安とを一掃せんが爲に一九二九年十月アーヴィン總督は本國政府の命を承けて印度統治の將來に關する宣言を發し

た、其の要旨は（一）印度の政治的要望の當然の目的は自治領的地位を享有すること及（二）サイモン委員の報告が發表されたる後新統治法案の英國議會に提出せらるゝ前に、倫敦に圓卓會議を開き印度の統治に關する印度政治家等の意見を開申せしむるであらうと云ふのであつた。宣言當時に於ては格別の反対を聞かなかつたが十一月に入るや印度會議派の領袖等は此の宣言を以て彼等の要望に達せざること甚しこと唱へ十二月の末にはガンヂ及ネーリュ等は總督に會見して其の要求を應諾せんことを求めた、而して要求の過大にして總督の容るゝところとならざるや、彼等は同月三十一日のラホールに於けるコングレスに於てコングレスの目的は印度の完全なる獨立を達成するに在る、其れ故に現在の狀況に於てはコングレスが倫敦圓卓會議に代表せらるゝにも何等得るところはないと決議し、コングレス執行委員會に對し適當と認むる時期に於て非暴力反抗運動を開始するの權限を與へた、斯くて一九三〇年三月中旬ガンヂがアーメダバードから隊伍を組んで四月初旬ダンディ海岸に到り鹽稅法に違反して製鹽に着手したのが此の反抗運動の初であつた。

此の運動の第一期は四月より七月に及ぶものであるが此の期間に於ける顯著なる事象は印度の全土を擧げて殊に都會に於ける騒擾の紛起せることであつた、而して此の反抗運動に關し注目すべき現象は（一）コングレス指導者等の「非暴力的」たらしめんとする真摯なる努力に拘らず、政府及法律に對する組織的反抗が重大にして廣さに亘れる動亂を結果したること及（二）コングレスの活動に對する

民衆の支援が政府の豫想したるよりも強大なりしことであつた。コングレスの活動は英國商品のボイコット、官吏に對するボイコットの慾意、租稅及土地收入の不納獎勵から軍隊及警察に對する誘惑にまで及んだ。

運動に參加せるものゝ大多數は印度教徒であつて、回教徒は個人として之に參加するものがあり又西北境の回教徒の騒擾が一時他地方に傳染するの虞があつたけれども、大體に於て反抗運動に對して超然たる態度を維持した、唯政府の鎮壓事業をして大に困難を感じしめたものは、一方に於て印度教徒に屬する商工社會がコングレスに對し積極的同情を寄せたことゝ、他方に於て豫期せざる援助が婦人に依て爲されたこととであつた。斯くて第一期の反抗運動は幾多の關係に於て驚くべき成功を挙げ政府は之が鎮定に全力を傾けざるを得なかつた。

右の如く事態甚だ重大ではあつたが行政機關を癱瘓せしめんとするコングレスの目的は遂に達せられなかつた、裁判所も其の執務を全ふすることを得、租稅收入も二、三の例外を除けば満足に徵收され、都市及村落に於ける民衆の生活も大體に於て常態を維持するを得、鐵道、郵便、電信その他の政府の事業も妨害されなかつた。當初に於ては政府は大規模の逮捕を敢てしなかつたが騒亂の漸く盛なるに及んでガンヂ、ネーリュ等の指導者を投獄し新聞紙條例其の他の命令を制定して彼等の活動と氣勢とを削弱するに努めた。

此等の事件がコングレス派以外の印度政治家等に如何なる反動を喚び起したかと言ふに彼等はコングレス派と異り完全なる印度の獨立を要望するものではないが、又直接行動に訴ふることを以て賛明ならずとするものではあるが、其れにも拘らずコングレス派の計劃の幾多の部分に對し同情を寄するものであつて、政府の立場を後援することは彼等の要望する改革の實現を早むるよりも寧ろ遅れさせる結果になるであらうと打算し、此の意味に於て反抗運動を以て政治的改革に對する要求が如何に民衆の心得たるものであるかを提示する的好手段であると思考し、少くとも外國人の政府が彼等と共に愛國者であり又は親戚若は友人であるものゝ組織したる運動を完全に鎮壓し盡すことを欲せざるものであつた。

其れ故に溫和派政治家の大部分は反抗運動に對し明確なる態度を示すことを避けた、適々稍其の態度を鮮明にしたところの自由派はガンヂの行動を批難すると共に、政府のコングレス派彈壓の爲に執つた非常手段を撤廢せんことを要求し、新聞紙條例の即時廢止と暴力を使用せざりし政治犯人の釋放などを主張した、他方に於て回教徒は前にも述べたる如く當初より反抗運動を容認せず、ガンヂ等の行動を以て多數者たる印度教徒の少數社會に對する優越權を獲得せんと企圖するものと推想し、超然として此の運動に關係せざらむことに努めた。

五月中旬に至り總督は重要な聲明を發すると共に總督と英國首相との間に往復したる書面を發表

した、總督は其の聲明に於て今次の反抗運動が毫も前年秋期に宣明せられた印度憲法改正に關する英國の政策を動搖せしめざることを明にし、假令コングレス派の參加なしとするも圓卓會議は豫定の如く倫敦に於て十月末に開催せらるべきと述べた、又首相總督間の往復文書に於ては右會議に參列すべきものゝ選任は英國政府の獨斷に依ることなく總督に於て關係者と協議の上決定せらるべきことを明にした、此の發表は溫和派には好感を以て迎へられた。

六月に入つてサイモン調査團の報告が公表された。前にも述べたる如く此の調査委員中に印度人を舉用しなかつたことは印度に於て同調査團に對するボイコットを招致したほどであるから、其の報告に對し印度政治家が反対の聲を擧ぐるは豫期せられたところであるが、此の點を割引して觀察するも彼等は衷心よりサイモン報告に對し失望の歎聲を發した、溫和國民主主義者は中央政府に關する改革を以て不十分なりとするに一致し、歐洲人等は此の改革が國民主義者に満足を與へるか否かは措くとして複雑にして運用に困難であると非難した、少數社會の指導者等は中央に於ても各州に於ても少數者保護の規定を缺如することに不服であつた、又土地所有者等は農業收入に對する課稅及其の獨占的選舉權の廢止に對し强硬に反対した。

七月に入つて中央議會が開かれた。總督は二個の重要問題—非暴力的反抗運動と圓卓會議とに付て演説し、前者は大衆行動を以て政府を威嚇する非立憲的にして危險なる運動であるから、印度の爲に

忠實なる政府は全力を傾けて之が彈壓に努めざるべからずと言ひ、圓卓會議に付ては印度統治に關する各方面の意見を吐露せしめ、議會に提出する法案の基礎たらしむるを趣旨とするこれを強調した。

此の演説後間もなく溫和國民主主義者は總督に對し、印度統治に關する英國の誠意を貫徹するが爲に印度に於ける各政派の協同の努力を必要とするが、之が爲にはコングレス派と和協し現在の反抗運動を廢止せしめなければならない、依て投獄中のガンヂ等と商議するの自由を許與せられたしと請求し總督の許可を得てコングレス派と交渉數回を重ねたが、ガンヂ等の頑として讓歩を肯せず依然印度獨立の主張を固守せるが爲に此の商議は遂に不調に歸した。

中央議會の開會せられた時から圓卓會議に至るまでの時期は反抗運動の第二期とも稱すべきものであつて、其の第一期と異なるところは騒擾が都市に衰へて村落に盛になつたことであつた、之は此の運動が都市に始まり漸次地方に及んだ爲であるが、特に村落に盛になつたのは當時農產物の價格が激落して無智なる農民の政府に對する反感を煽揚するに容易なる爲であつた。

後にサイモン報告の發表せらるべき印度政府は之に對する意見書を作成して英國政府に提出した、此の意見書は倫敦圓卓會議の開かるまで公表されなかつたが、意見の基調は反抗運動の性質を重大視し、サイモン調査團の意見に異議を挙ぐるものであつた。曰く「非暴力的反抗運動は國民主義の勢力

と其の限界とを明かに舉示した、國民主義者の意見が印度各部の智識階級の支持を受けたことは疑の餘地がない、又少數社會も彼等の要望に共鳴したことも明かである、被治者が政府の施設に對し消極的承認の態度を執るならむと推想して安んじ得る時期は既に去つた、我等は今日の印度を動かしつゝあるところの思想及要望に對し妥當なる實現を與ふべき憲法上の改革を遂行する爲に全力を傾けなければならぬ、之が爲には多少の危險をさへも冒すことを覺悟しなければならない』。吾等は之に依て英國當局者の眼に映じたる反抗運動の、單に過激派の籌策に出るものでなく深く民心に根柢するものであつて、隨て印度統治に對する要望の微溫的對策に依て満足せしむべきものでないことゝ、之に對する英國當局者の政治的態度とを察することが出来る。

倫敦に開かれたる第一回圓卓會議には印度過激派は參加を拒絶したが、此の會議に於ける最も重要な出來事は印度藩王が英領印度と共に印度聯邦を組織せんことを提議したことであつた、サイモン報告も印度總督府の意見も藩王國は英領印度と共に印度聯邦を組織することを想定したが、寧ろ遠き將來の理想であつて、今回憲法改正に於て直に實現し得べきものとは期待しなかつたところであつた、然るに十一月中旬ビカネル藩王は藩王國は英領印度と共に聯邦を組織することに於て印度全般の繁榮と康寧とに最大の貢献を爲すべきであると宣し、次でバチアラ藩王は此の意見を支持し印度の地位と權威とを昂揚するの最捷徑は聯邦である、皇帝、英領印度及藩王國は宜しく共同の管理及統制の爲にする組織に參

加すべきであると述べた、茲に於て會議前の事態は全面的に一變し聯邦關係委員會なるものが設置され、聯邦問題を考究することゝなつた、而して藩王等の態度は溫和派と過激派とを問はず國民主義者に依て國民主義的主張を支持する愛國的行動として賞讃された。

十二月に入つて會議に對する注意は少數者委員會に集中された、而して委員等が印度教徒と回教徒との部落的關係の解決に付て失敗するや重大なる反動生じ、コングレス派の新聞は圓卓會議は失敗に歸した、此の重要問題に對する行詰は英國政府の奸計に因るものであると呼號し、之に反して回教徒側は此の行詰を以て印度教徒の頑冥なる態度に基くものとし、回教代表者に對して盛なる激励の辭を送つた。

一九三一年一月に至り更に別個の重要な問題が起つた、其れは印度代表者が聯邦關係委員會の小委員會に於て各州と同様に印度の中央に於ても責任政府を創設するの必要を提議したことであつた。英國自由黨の代表者にして前總督たるリーディング卿は此の意見に對し同情を寄せ、一切の關係者に對して妥當なる保障と保護とを與ふるに足るだけの留保が認めらるゝならば、七人又は八人の行政大臣より成る内閣を組織し、内閣は連帶して中央聯邦議會に對し責任を負ふの制度を創設するの可能なる旨を聲明した。

之に次で英國首相は印度統治に關する英國政府の政策を宣明した、其の最も重要な一節はかうで

あつた。

110

「印度統治の責任は中央及地方の議會に置かるべきであるといふのが英國政府の意見である、但し過渡期に於ては一定の義務に對する保障と少數者の政治上の権利義務の保護に必要な保障とに關する規定を設けなければならぬ、斯る過渡期の保障に於て英國政府の最も關心するところは權力の留保が新憲法から完全なる責任政治への進展を阻害せざるやうに構成され且運用されることである、……英國政府は圓卓會議の考察が印度の中央政府は英領印度と藩王國とを含む全印度の聯邦たるべきことを基礎として進行する事實を領承する、……英國政府は聯邦の基礎の上に構成せらるゝ議會に對しては、政府が議會に對し責任を負ふの原則を承認するの用意がある」。

此の聲明の爲されたのは一月十九日であつて、印度統治法改正に對する英國政府の態度を明にするものであつたと共に印度の反抗運動に對する政策の變更を暗示するものでもあつた。

反抗運動は圓卓會議の開かれたる後も依然として其の活動を繼續し、或は圓卓會議の爲すなきを揚言して運動の聲援を煽り、或は會議に於ける少數者保護問題の行詰を利用して回教徒に對する敵意を激揚し、多少の進退張弛があつたけれども英國貨物に對するボイコット、租稅不納の獎勵、軍隊警察に對する誘惑、暴行、掠奪、殺傷等其の勢の趨くところ憂ふべきものがあつた。

然るに首相の演説後數日にして印度總督は多大の興味を刺戟した聲明を發した。

「一月十九日に於ける首相の聲明に對し考量の機會を供する爲、印度政府は地方政府と協議の上コングレス執行委員會の委員に對し論議の完全なる自由を許與するを正當と思惟するに至つた、此の決定と共に曩に該委員會を以て不法團體なりと宣言したる告知は之を撤回する、……又ガンヂ其他の釋放を許與する、此の釋放に付ては何等の條件をも附加しない、何となれば無條件的自由の下に行はるゝ論議に於てこそ平和狀態の回復が期待し得べきであると政府は思惟するからである、……余は吾等の決定を受くる人々が決定の動機と同一の精神を以て行動するを信ずるものである」

斯くてコングレス執行委員會の委員及委員たりし者は數日を経て釋放せられた、然るに其の釋放に先ちコングレスの代理執行委員會は首相の演説に對する態度を明にせる決議を可決した、此の決議は當時恰も圓卓會議より歸來せる自由派の警告に從つて公表されなかつたが、極めて非和協的性質を帶ぶるものゝやうであつた、併しガンヂは釋放せらるゝや胸襟を開いて事態の全貌を考察することを宣言した、從て二月二日にガンヂ一派は反抗運動を停止せざることを聲明したけれども、世人は彼等が圓卓會議より歸來せる溫和派との討議に於て如何なる態度を執るであらうかに付て興味を以て注視しつゝあつた。コングレス派と溫和派との討議は一月八日より十四日に亘り、其の結果ガンヂは總督に對し會見を求むることとなつた。

此の會見は二月十七日以後數回に行はれたが其の結果に付ては種々の觀測が爲された、コングレス從來の態度に照し必ずや失敗に終るであらうと推定するものがあつた、コングレスに反対する者は彼等一派が無條件に釋放せられ、然も堂々と總督と會見することが既にコングレスの勝利であつて、一般民衆に對しコングレスの地位を重からしむるに足るものであることを憂へた、殊に回教徒に至つては斯くては益々彼等の意見は印度教徒に比し倫敦に於て重んせられるに至るであらうと危惧した。

此等種々の豫想を裏切つて三月四日に總督ガンダ間の協約成立が發表された、協約は反抗運動の有効に廢止せらるべきこと、手段の如何を問はず一切の反抗的運動の停止せらるべきこと、外國貨物のボイコットに付ては印度の經濟及產業を發展せしむる爲、印度工業を獎勵することは印度政府の承認するところであるが、反抗運動に於ける外國貨物のボイコットは主として英國商品を目的とするものであつて、斯るボイコットは印度及英國の政府及政黨の代表者が印度の憲法問題に付て友好的論議を爲すことゝ兩立し難い。其れ故に英國商品に對するボイコットを以て政治的武器となすことは許容すべからざるものであること、ボイコットの許さるゝ場合に於ても其の方法は普通法律の範圍内に止まるべきことを規定し、尙ガンドは反抗運動に對する警察官の行動に法規を逸したものありとし、之が調査處罰を爲さんことを求めたが政府は其の調査の困難にして結局水掛論に終り却て平和の回復に

害あるに過ぎずとして之を拒絶した。又協約には反抗運動の廢止に對して政府の執るべき措置——特別命令の撤廃、一定の囚徒の釋放、貧民階級の自家用製鹽の許可、等、等に付て規定し、最後に於て若しコングレスに於て此の協約に承認を與へざる場合には政府は公衆及個人の保護並に法律及秩序の維持に必要な行動を執るべしと結んだ。

此の協約の發表せらるゝや、コングレスの最左翼に屬するものは之を以て尙不満足なりとして非難し、之に反して回教徒はコングレスの地位と聲望とは之に依て高揚せられたりとし、コングレスが此の地位聲望を他日に濫用するの端を啓くものとして憂慮した外には、印度全國を通じて一年に亘る反抗運動の消滅を歓迎したのであつた、而して三月末にカラチに於て開かれたるコングレス——定期は前年十二月末であるが延期された——の例會に於て右の協約は一人の反対もなく承認されたのであつた。

第四章 農業

農業は結局土壤の性質と降雨の量及分布とに俟つものであるが、印度に於ける土壤の種類は四種に大別することを得る。バルチスタンからビルマに亘る北方のインダス及ガンヂエス流域の平野に於ける沖積層の土壤は最も肥沃なものである、其の二是半島の部分を爲せる地域の北部及西部に亘る黒土

地方である、其の三は其の南部及南東部に於ける赤土地方である、而して其の四は海岸に於ける紅土地方である。土壤の種類は斯の如く僅少であるが、收穫の差異甚しきは氣候の相違に因るものであつて其の重要な因子はモンスーンである。モンスーンの齋す降雨は印度全部としては其の時期及量に於て規則正しきものであるが其の地方的差異は著しい。

印度の面積は十一億六千六百萬英町にして内六億六千七百萬英町は英領印度に屬する、英領印度に於て森林、荒地、道路等不可耕地を除き實際に耕耘されてゐる面積は二億六千二百萬英町である、此の面積中食用產物の占むるもの二億一千萬英町、其の他の產物の占むるもの五千百萬英町である、食用產物中穀類及豆類の占むるもの二億英町にして、砂糖、香料、果實等の占むるもの僅に一千萬英町である、穀類中最も重要なは米であつて八千萬英町を占め、黍類及小麥類は夫々三千七百萬英町と二千五百萬英町とを占める、又非食用產物の占むる五千百萬英町中棉花、ジユート、ヘムの如き纖維類は二千萬英町、オイル・シーヴは千七百萬英町、其の他染料、煙草、茶、珈琲、阿片等は千三百萬英町を占める。

英領印度に於ける家畜類は總數二億千八百萬頭、内牛類のみにて一億五千百萬頭に上り、羊類は六千二百萬頭、馬類及駱駝は三百萬頭と算せらる。牛類の數は斯の如く夥しいが、宗教上の理由から殆ど食用に供せらるゝことなく乳の供給と運送の手段とに供せらるゝのみである。

印度に於て最も重要な作物は米である、主なる產米地方はベンゴール、ビハール・オリッサ、ビルマ、マドラス、聯合州、中央州及アッサムである。海外に多量の輸出を爲す唯一の州はビルマである。

米の產額は年額三千萬トンに及び其の耕地面積は八千五百萬英町である。近年當局は各州に於て品質の改良、產額の増加等に努力してゐる。

米に次で重要なはミレット類であつて、就中ジュアル(Juar)はデッカン地方農民の主要食料であり聯合州及ビルマに於ても食用に供せられる。ジユアルの外にバジュラ及ラギがある。(Bajra and Ragi)

小麥を產出する面積は三千萬英町であつてブンジャブ、聯合州、中央州、ポンベイ、ビハール・オリッサ等を主產地とする、產額は八百萬トン乃至一千萬トンで印度の消費額は八百萬トン乃至九百萬トンである。

豆類と稱するものゝ中最も重要なはグラム、アルバー、レンチル、ピーン及ビーである、其の内グラムの栽培面積は一千百萬四十英町であつて、主要產地は聯合州、ブンジャブ、ビハール・オリッサ及中央州である。之は土壤に窒素を供給するが爲に降雨少しき地方に於ては殊に主要とせられる。非食料產物の第一に位するは棉花である、栽培面積は二千六百萬英町で產額は五百萬乃至六百萬ペールである、最近の調査に依ると改良種の栽培せらるゝ面積は四百萬英町を超ゆる。州の農務局と印

度中央棉花委員會とが主として改良種の研究に當り、其の成績の著しきものは中央州、マドラス、ブレシデンシー、ブンジャブ、聯合州、ポンペイである。

棉花以外の纖維類で最も重要なはジユートである、其の栽培面積は三百五十萬英町で其の九割はベンゴール州にある、ジユートの栽培には種子代と地代とを要するに過ぎないから栽培者より見れば最も有利な作物である。近年ベンゴール農務局に於て改良種の研究に鋭意しつゝある、又品質の改善と價格の低廉とを期する爲に中央ジユート委員會を組織するの議がある。

他の重要な纖維はサン・ヘムである、其の栽培面積は六十四萬六千英町で二十萬英町は聯合州に在り、十萬英町以上はマドラス及ポンペイのブレシデンシー及中央州に在る、其の他はベンゴール、ビハール・オリッサ及ブンジャブである。サン・ヘムは歐洲産のヘムに劣らない種類のものである、價格維持の爲に品質の整一が努力せられつゝある。

煙草は近年頃に重要性を増加し其の栽培面積は百三十萬英町で戰前より三割以上を增加してゐる、乾葉の產額は十三億四千八百五十萬斤に達する、即ち印度產煙草は世界產額の三割九分で英帝國產額の九割を占める。而して其の價額は五億留比の多きに上るが輸出は全產額の二バーセントに過ぎない、之は品質の粗悪なる爲である、當局は今や其の改善に銳意しつゝある。

印度は甘蔗の原產國と稱せられ其の起源は二十五世紀の昔に溯る、現在其の產額に於てキュバに次

ぐものであるが品質は劣等である、其の栽培面積は二百五十萬乃至三百萬英町で世界の栽培面積の二割五分に當る、產額は二百五十萬乃至三百二十五萬トンで凡て内地に於て消費される。是はジャヴァ、キュバ、西印度諸島、モウリシアス、布哇等の產糖地が外國市場を必要とするに比し印度の利益とするところである、併し勞銀の低廉なるに拘らず甘蔗から製造される砂糖の價格は他所よりも甚だ不廉である、例へばジャヴァの生産費は一マウンド三留比九二であり、キュバにては四留比九五であるが印度では七留比五六である。甘蔗から製造せらるゝ砂糖の歩合は從來甚だ不満足なものであつたが最近漸く九バーセントに達した。

オイル・シーヴの内で最も重要なは落花生であらう、其の栽培面積は六百萬英町である、落花生は棉花と交互に栽培されるが是は窒素供給の關係からである。菜種及辛子の栽培面積も六百萬英町である。胡麻及リンシードに付ても栽培が奨励されてゐる。

科學的進歩が農業の實際に應用せらるゝは主として農業教育の賜であつた、中等程度の學校から大學に至るまで農業教育上必要な施設が各州に於て實行された。

農業の施設改良の上に大に貢献したものは帝國農業研究會議であつた、一九二八年に創設されたもので諮詢會議と管理機關とを以て組織せられ、諮詢會議は英領印度各州及藩王國の農務局長並に印度大學、產業組合、中央棉花委員會の代表及其他より成り、管理機關は農業に關係ある總督行政會議

員の議長の下に各州の農政長官、印度中央議會議員三名、商業代表者二名及諮問會議選出議員二名より成る。而して諮問會議は各州政府、大學又は私設機關より提出せらるゝ研究上の勸告を審議し管理機關に對し意見を提案するもので、管理機關は中央政府其の他より支給せらるゝ資金を管理し事業の實行に當るものである。帝國農業研究會議の事業は既に砂糖、蝗蟲、米及肥料に關し其の成績見るべきものがあつた。

莫領印度に於ける家畜は二億千八百萬頭であるが、其の經濟的價値は前に述べたるが如く甚だ低い、現在の狀態に於て印度の家畜が農業だけに與ふる價値は六十億留比を超ゆると見積られる、此の外に畜類より生ずる肥料、皮革、獸骨、牛酪等の價額は百億留比に達する、其れ故に家畜よりの產物の農業界に與ふる價値は家畜以外の農產物の推定價額百三十億留比よりも多額である、若し財政と科學とが相當の貢献を爲すならば此の價値は莫大の數額に上るであらう、目下當局は資金の乏少に拘らず銳意畜産の増殖及改善に努力してゐる。

森林は從來荒廢に委せられた、英國の統治に歸してから漸く管理の緒に就いたのであつた。森林の行政から得らるゝ利益は第一には氣候の性質、降雨の範圍及分布並に土壤の品質に及ぼす影響である、第二は林產物の賣却より得る利益である。印度にはビルマ及南部印度にチークが產出され、ヒマラヤの麓には有名なる松柏類があり東部及海岸には常盤樹がある、併し今日までは運輸の便が少なか

つた爲に莫大なる良材が空しく遺棄された有様であつた。近年多少の施設が政府及私人に依て爲されたが僅に問題の片鱗に觸れたに過ぎない。尙木材以外の副産物として重要なは竹類、ラック、油、ターベンタイン、ロージン等である。

印度農業に於て最も重要な因子の一は灌漑である。印度の全部はモンスーンに支配される、是は西藏及支那内地よりの乾燥せる氣流がアフリカ方面よりの濕潤なる氣流と交會して生ずるもので、其の結果たる印度の平均雨量は一年四十五吋である、而して年々殆ど變化はない、併し各地方に於ける雨量の多寡に至つては甚しき差異がある、此の地方的差異が印度開闢以來農業上の禍患であつた飢餓の主要原因であつた。之が爲に西北境州、シンド、パンジャブ、聯合州の全部、ビハール、マドラス、ポンペイの大部分、中央州のビルマの一部は人工的灌漑の必要を痛感するのである、其れ故井戸、溜池、運河等に依る灌漑の施設は昔から存したのであるが、八十年許前までは改良方法が講せられなかつた、此の時期殊に四十年前以來から急速有力なる進歩が實現され、英國統治の成績上最も讃歎すべきものゝ一と稱するに足るものがあつた。一九二九年度に於て英領印度のみで政府事業に依て灌漑される土地の面積は三千百七十萬英町であるが、現在計畫の施設が完成されたならば四千萬英町に達す

運河、タンク、井戸、河水引上げ等の灌漑施設中最も重要なのは運河である。運河には自然の河流

と連絡するものと人工的溜池から用水を受くるものとの二種がある。

第五章 工業

印度に於て工業に依て生活する人々は總數の一割に當る、而かも其の大多數は組織なき手工業に從事するもので組織ある工業に依て衣食するものは漸く一パーセントに過ぎない、併し總人口が三億一千萬を超ゆるが爲に三千萬足らずの工業労働者を有する印度は、八大工業國の一として國際労働局に重要視されてゐる。

此の外に強調すべきことは印度に於ける工業主義の比較的に新しいこと、其の發達の速かなることゝである。一八八〇年以前に於ては組織ある工場の數は甚だ少かつたが、最近三十年の間に鐵山、鐵道、船渠、鐵鋼業、製紙等の事業が印度の經濟生活に於て重要な役割を演することゝなつたのである。

一方に於ては工業的活動の急速なる發展と他方には印度の社會的及地理的特性との爲に、印度には未だ他の工業國に於けるが如き意義の都市的プロレタリエートなるものを有つとは言ひ難い。工業労働者と村落住民との間には文化的にも職業的にも判然たる區劃はない、工業労働者は或る時期――農閑期又は飢餓等――に一時工業區域に渡來するものであつて永住の意志なく又家族を伴はざるを

常とする、又此等労働者の他の特徴は人種、階級、宗派、土語、生活様式を異にするものが雜然として群居することである、彼等の來往常なきことゝ多種多様であることゝが彼等の都會生活に幾多の特種問題を提供する、例へばストライキの異常に長時間に及ぶことは、労働者が労賃を唯一の生活資源とせず何時にも村落に歸還し得る狀態に在るが爲である。又労働組合の微力なることは定着せるプロレタリエートなるものなく、組合幹部の組合員に對する統制が行はれるが爲である、又さなきだに低廉なる労賃が相當期間一所に定住せざるが爲に一層低下する傾向に在る、而して労働者の出入の頻繁なることが印度の經濟的發展に對する一大障礙であることは疑ない、唯労働者が何時にも村落に歸還し得る狀態にあることが失業問題を緩和する一原因を爲す、概言すれば印度工業の現勢に於ては労働者は殆ど吸收し盡さるゝを常とし、問題は失業者の爲に職業を求むるにあらずして職業の爲に労働者を求むるに在る。會々失業問題の起るは農業不振の爲に多數の農業労働者が職を工業に求めむとして都市に殺到する事情に因るものである。

上叙の概説に依るも印度に於ける工業問題の複雑を極め、労働者の生活改善に關し政府の當面する難關の多大であることを知るに足るであらう。カルカッタ、ポンペイ、マドラス、ラングーン、アーメダバード、カウンボアの如き大工業市に於ける労働者の狀態は甚だ不満足なものであり、醫療機關、衛生設備、酒保、學校、托兒所、労働保險、労働紹介所等幾多施設を要するものがある、唯亞熱帶地

方に近代工業的活動の輸入されたのは最近の事實であるが爲に、西歐諸國の經驗を應用し難き問題があること及印度勞働者の生活改善に對する無關心なることの爲に、政府の努力も甚だ貧弱なる成績を得るに過ぎない。又印度には婦人の勞働に從事するものが多數であるが、小兒結婚の盛に行はれ未婚者の寡少なる爲に婦人勞働の結果は衛生上甚だ重大である、然るにベンゴール、ビハール・オリッサ、中央州のみでも三萬六千の婦人を使用し、其の數全勞働者の一割四分に當る有様であるから問題の解決は容易ではない。尙勞働者徵募の方法も亦勞働者の生活改善に對する努力を妨ぐるものがある、勞働を得んとして地方より都市に來るものは仲買の手を経るを常とするが、仲買は勞働周旋に對し手數料を徵するのみならず賃銀の上乗をはねる場合がある。

此等幾多の難關に當面して政府の施設するところも相當に見るべきものがある、政府の最も力を注ぐは調査の方面ではなく立法的行動の方面である、一八八一年乃至一九二六年に於ける工場法、一九〇一年及一九二三年の礦業法、一九二三年の勞働者補償法、一九二六年の勞働組合法、一九二九年の勞働爭議法、一九二九年及一九三〇年のポンベイ及中央州に於ける母性保護法の如き其の主要なるものである。

工場法の下に行はれた改革は一週六十時間の制を定めたること、兒童勞働者の最低年齢を九歳より十二歳に引上げたこと、工場の意義を擴張したこと、婦人及兒童の夜業を禁止したこと等である。

あつた。

勞働者補償法に關しては醫師の缺乏、勞働者の出入不定なること、其の無學なることが此の法律の適用を十分ならしめざる憾はあつたが、勞働者に多大の福利を與へた施設であつた、其の適用を受くる勞働者は危險な工業に從事し且多少組織ある工業に勞働するものに限られたが工場、礦山及鐵道に於ける使用人は全部包含された。一九二九年に於ては補償を受けた件數は一八、八六五件、其の金額は一、二六〇、一六四留比であつた。

勞働組合は一九一八年までは重要なものはなかつたが、爾後四年の間に賃銀の増加が物價の昂騰に伴はなかつた爲に急速に發達し、ストライキも頻々として起り其の期間も長きに亘つた。唯勞働者の狀態が前述の如くであつたから組合の活動激烈なるに至らず、爭議の解決すると共に組合は崩壊するの勢であつた、併し組合運動は既に其の勢力を樹立するに至つたから、其の穩健なる發達を利導する爲に組合の保護及登録に關する法案が一九二四年に起草され一九二六年に法律となつた、此の法律は一切の適法なる組合に登録の機會を與へ、登録された組合は一方に於ては一定事項に關する規則を制定し其の會計を明にし、其の執行員の半數以上は當該工業の勞働者たるべきものとし、其の支出は一定の目的事項に限ることとし、他方に於ては組合の幹部及組合員は勞働爭議の爲にする行爲に關し契約違反の責任を解除され、代理人の一定の不法行爲に對する責任を解除され、其の幹部は一定の場

合に於て刑法上の徒黨の責任を負はざるものと定められた。一九二九年度に於ける組合數は一〇四、其の組合員は二四二、三五五である。

労働に関する最近の重要な法律は一九二九年の労働争議法である、其の目的は調査裁判所と和協會議とを設け争議を防止又は調停するに在る、前者は争議に關係ある問題を調査し報告するを職務とし、後者は商議し解決するを職務とする。此等機關の決定は當事者を拘束するものではないが輿論を刺戟し當事者に對し勢力を及ぼさしむることを期待するものである。

第六章 商業

元來印度は輸出價額の輸入價額に勝るを常とし例外の場合——一九二〇年度及一九二一年度の如きは極めて稀であつた、又英國統治以來海外貿易は急速の進歩を爲し、一八五〇年度に於ける貨物及金銀の輸出入總價額は三億四千萬留比なりしもの一九二四年度には七十五億八千萬留比に達し、一九三〇年度の如き不況時代に於ても四十三億留比であつた。

一九二九年度に於ける貿易状況を述ぶれば同年度に於ける英領印度への貨物の輸入總額は二十四億留比、輸出總額は三十一億七千留比で前年度に比し輸入に於て五パーセント、輸出に於て六パーセントの減少であつた。輸入中最も重視すべきは綿製品の三千七百六十萬留比の減額と日本品の急激なる

侵入とであつた。人造絹糸は前年の四千七百七十萬留比から四千三百二十萬留比に、生糸及綿織物は五千萬留比から四千五百八十萬留比に、羊毛及毛織物は五千萬留比から四千二百八十萬留比に減じた。砂糖は數量の増加に拘らず一億六千萬留比から一億五千七百萬留比に減じた。鐵鋼は一九二八年以來の不振を續け百十七萬トンから九十七萬トンに、二億二百四十萬留比から一億七千二百萬留比に減じた。機械類は前年の好況を持続するを得ず八十萬留比を減じて一億九千三百五十萬留比となつた。又自動車は七千七百二十萬留比から七千五百二十萬留比に減じた。之に反して謹謨製品は二千八百六十萬留比から三千三百萬留比に、醸油は一億七百萬留比から一億一千萬留比に増加した。又小麥は八千百七十萬留比から四千九百八十萬留比に減じた。

輸出に關して主要なる現象はジユートに對する世界の需要が激減したことであつた、其の數量は百八十萬トンから百七十六萬トンに、價額は八億九千萬留比から七億九千萬留比に減少した。棉花及綿製品は七億四千五百萬留比から七億二千八百萬留比に減じた、尤も棉花の數量は三百七十一萬ベールから四百七萬ベールに増加したが、其の價額は六億六千留比から六億五千留比に減少した、綿製品は六百十萬留比を減少して七千二百萬留比となつた。食用穀類は總額二百三十萬トン價額三億三千七百萬留比から二百五十萬トン價額三億四千八百萬留比に増加したが、之は米のみの増加に依るものであつた、即ち米は數量に於て百八十一萬トンから二百三十二萬トンに、價額に於て二億六千四百萬留比から三億一千五百萬留比に増加した。小麥は數量十萬トン價額千五百萬留比を減じて一萬三千トン二百

十萬留比となつた。茶は數量に於て三億五千九百萬斤から三億七千六百萬斤に増加したが、價額に於て二億六千六百萬留比から二億六十萬留比に減少した。オイル・シードの輸出は數量百十九萬トン價額二億六千四百萬留比であつたが、數量に於て十バーセント價額に於て十一バーセントを減少した。皮革類は八萬九千六百トン價額一億八千八百萬留比から七萬四千トン一億六千萬留比に減少した。ラックも八千六百萬留比から六千九百萬留比に減少し、オイル、ケークも七百萬留比を減じて三千萬留比となつた。

再輸出の總額は七千百三十萬留比であるが前年に比すれば百萬留比の減少であつた、再輸出の大部分はポンペイに於て行はる。此の年度の著しき現象は皮類の再輸出が三百三十トン千五百萬留比から二百トン千萬留比に減少したことであつた。棉花は五百五十トン九十萬留比から千四百二十五トン百九十萬留比に増加した。砂糖は一萬トン二百三十萬留比から七千トン百七十萬留比に減じた。綿製品は八百九十萬留比から七百八十萬留比に、羊毛は千二百萬斤九百四十萬留比から八百萬斤六百五十萬留比に減少した。

貨物及金銀の輸出入を對比すると此の年度に於ける輸入超過は五億三千萬留比となる、前年の超過額は五億二千萬、一九二七年度に於ては五億萬、最高記録は一九二五年度の十億九千萬留比であつた、而して今年度の金銀の純輸入は前年の三億四千萬留比から二億六千萬留比に減少した、其の内金は一億四千萬留比、銀は一億二千萬の輸入であつた。

海外貿易の外に印度には陸境貿易が殊に西北境及東北境に於てある、此處にも輸出が輸入に超過

するを常とする。主要なる輸入品は食用穀類、羊毛、獸皮、ラック、茶、煙草及綢であり、輸出は綢織物、機械、金具、餽油、罐詰類、鹽、砂糖、茶及金銀である。

輸出入貿易の概観は上叙の如くであるが次に貿易の方向——印度と交通する諸國の印度貿易に參加する關係に付て述べよう。

先年來と同様に一九二九年度の重要な現象は英國からの輸入貿易が繼續的に比較的減少の一途を辿ることであつた。英國への輸出貿易は少しく増加した、英國を除く英帝國の貿易割合は殆ど變化しない——輸入の九・五バーセントと輸出の一四バーセントを占める、併し個々の部分に付ては多少の變化があつた、英帝國全體としては印度貿易總額の四三バーセントを保つた、此の割合は一九二八年度に於ては四三・五バーセントであり、大戰前五年間の平均は五二バーセントであつた。外國の中では日本の割合は輸入に於ては綿製品及綢織物の競争に優勢であつた爲に七バーセントから九・八バーセントに増加した、輸出に於ては變化なく一〇・二バーセントを保つた。米國からの輸入は少しく増加したが輸出は前年度よりも割合を減じた。獨逸の印度貿易總額に對する割合は六・三バーセントから六・六バーセントに増加した。佛、白、蘭との貿易は格別の變化を示さなかつた。伊への輸出は四・五バーセントから三・六バーセントに減じ、支那への輸出は二・八バーセントから四・一バーセントから五・七バーセントに減じたのは主として砂糖輸入の減少に因るものであつた。

左に印度貿易に參加する諸國の貿易上の割合を表示する。

輸出

| | 1913—14 | 1926—27 | 1927—28 | 1928—29 | 1929—30 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | % | % | % | % | % |
| 英 吉 利 | 23.4 | 21.4 | 25.0 | 21.4 | 21.9 |
| 獨 逸 | 10.6 | 6.9 | 9.9 | 9.6 | 8.3 |
| 日 本 | 9.1 | 13.3 | 8.9 | 10.2 | 10.2 |
| 米 國 | 8.7 | 11.1 | 11.1 | 11.8 | 11.6 |
| 佛 蘭 | 7.1 | 4.5 | 4.9 | 5.3 | 5.3 |
| 白 耳 | 4.8 | 2.9 | 3.3 | 4.0 | 3.8 |
| 澳 洪 | 4.0 | 0.1 | 0.1 | — | — |
| セ イ ロ ン | 3.6 | 4.8 | 4.8 | 4.2 | 4.2 |
| 波 斯、アラビア等 | 3.2 | 2.6 | 2.5 | 2.1 | 2.1 |
| 伊 太 利 | 3.1 | 3.7 | 3.9 | 4.5 | 3.6 |
| 香 港 | 3.1 | 1.0 | 0.7 | 0.7 | 1.0 |
| 海 峡 殖 民 地 | 2.7 | 3.1 | 2.8 | 2.4 | 2.5 |
| 支 那 | 2.3 | 3.7 | 1.4 | 2.8 | 4.1 |
| 中 米 及 南 米 | 2.2 | 3.1 | 3.3 | 3.3 | 3.2 |
| 和 蘭 | 1.7 | 2.0 | 2.4 | 2.6 | 2.8 |
| 藻 洲 | 1.6 | 2.5 | 2.0 | 2.2 | 1.8 |
| ケニヤ及ザンジバル | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.5 | 0.5 |
| 露 西 亞 | 0.9 | 0.03 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 西 班 牙 | 0.8 | 0.9 | 1.0 | 1.2 | 1.1 |
| ジ ャ ヴ ア | 0.8 | 1.0 | 0.7 | 1.1 | 1.3 |

三九

輸入

| | 1913—14 | 1926—27 | 1927—28 | 1928—29 | 1929—30 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | % | % | % | % | % |
| 英 吉 利 | 64.1 | 47.8 | 47.7 | 44.7 | 42.8 |
| 獨 逸 | 6.9 | 7.3 | 6.1 | 6.3 | 6.6 |
| ジ ャ ヴ ア | 5.8 | 6.2 | 5.9 | 6.5 | 5.7 |
| 日 本 | 2.6 | 7.1 | 7.2 | 7.0 | 9.8 |
| 米 國 | 2.6 | 7.0 | 8.2 | 7.1 | 7.3 |
| 白 耳 | 2.3 | 2.9 | 3.0 | 2.8 | 2.8 |
| 澳 洪 | 2.3 | 0.7 | 0.5 | 0.6 | 0.8 |
| 海 峡 殖 民 地 | 1.8 | 2.5 | 2.3 | 2.0 | 2.6 |
| 波 斯、アラビア、 網亞土耳古等 | 1.5 | 1.8 | 1.8 | 1.9 | 2.1 |
| 佛 蘭 | 1.5 | 1.5 | 1.7 | 1.9 | 1.9 |
| モ リ チ ア ス | 1.3 | — | — | — | — |
| 伊 太 利 | 1.2 | 2.7 | 2.7 | 2.9 | 2.8 |
| 支 那 | 0.9 | 1.4 | 1.8 | 1.7 | 1.7 |
| 和 蘭 | 0.8 | 2.0 | 1.9 | 1.9 | 1.8 |
| 藻 洲 | 0.5 | 0.7 | 0.8 | 3.3 | 2.3 |
| 香 港 | 0.5 | 0.4 | 0.5 | 0.3 | 0.3 |
| 蘭 領 ボ ル ネ オ | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.5 | 0.4 |
| セ イ ロ ン | 0.4 | 0.6 | 0.8 | 0.8 | 0.7 |
| 瑞 西 | 0.3 | 0.9 | 1.1 | 1.0 | 0.9 |
| ケニヤ及ザンジバル | 0.3 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 1.4 |

三八

第七章 財政

先づ印度の中央政府及地方政府間の財政上の關係を述ぶれば、一八七〇年までは印度に於ける收入は總て一國庫に收入せられ、各地方政府は其の必要とする經費を中央政府から支給せられてゐた、併し此の方法は分取主義の弊に陥るの虞ありたる爲、メーヨー卿總督たりしどき各州の行政に對し夫々一定の金額を給與すると共に、地方政府をして特定の租稅を賦課するを得しめ稅源涵養に注意せしむることゝした、此の主義は其の適用に於て多少の變革があつたけれども、一九二一年のモンターグ・チエルムスフォード改革のときまで持續せられた。

斯くて右改革の施行された當時に於ける中央及地方政府間の財政關係は大要左の如きものであつた、即ち一定の收入は中央と地方との間に分配された、之を「分配」收入といふ、土地收入、消費稅、所得稅、灌溉工事收入は之に屬した。次に地方政府は裁判所、監獄よりの收入と共に森林及登録よりの收入を取得し、中央政府は關稅、鐵道、郵便電信、鹽、阿片よりの收入及藩王國よりの貢金を取得した、而して中央政府は此等收入から國防、鐵道、郵便電信の經費、負債利息及本國に對する負擔を支辨し、地方政府は右の收入から土地收入及一般行政に關する經費、森林、警察、裁判所、監獄、教育及衛生に關する經費を支辨した。尙灌溉に關する負擔は中央及地方の共同支辨であつた。

然るにモンターグ・チエルムスフォード改革に依て右の制度は根本的變革を餘儀なくされた、何となれば此の改革に依てダイアーキー（二重行政）の樹立せらるゝや、一定の行政事項は地方議會に對し責任を負ふ行政長官の管掌に委譲された爲に、右に述べたる「分配」收入の制を維持し得ざるに至つたからであつた、而して是こそ舊制度の最も特色ある形態であつて、中央政府は之に依て地方財政の上に監督權を行へる手段であつた、其故一九二一年以後に於ては劃然中央と地方とに分立せる收入あるのみで中間的收入は消滅することゝなつた。

斯くて中央及地方の豫算は全く分離せられ、又地方政府の課稅及起債の權能は擴張せられた爲に、地方政府は財政力を大に増加し便宜を得たが、中央政府は其の經費を支辨するの收入に不足を來すことゝなつた、茲に於て如何なる種類の收入を中央と地方とに配屬せしむべきか、例へば所得稅は中央の財源とすべきか、印紙稅は地方の財源とすべきか、又中央政府の收入不足は地方よりの輸出に依て填補すべきか、然りとせば各州の分擔額を如何に定むべきか、等の問題を解決するの必要に會した、此等の問題は多少の曲折を経て適宜解決せられ、各州の輸出分擔は早さに及んで廢止するの方針を決定し、一九二五年度以後漸次低減せられ一九二八年度に於て全く廢止せらるゝことゝなつた。

次にモンターグ・チエルムスフォード改革に依る中央及地方政府の財政上の權能を考察するに、印度大臣の印度財政に對する統制は仍著しきものがあるが、其の干涉權は此の改革の爲に大に制限せら

れた。各州に於ては特定の事項に關する經費は州議會の議決を経ることを要し、議會は修正削減の權能を有する、議會は中央政府への醸金、負債費、法定經費、皇帝又は大臣の任命或は認可したる官吏の俸給及恩給、高等法院判事の俸給に付ては支配權を有しないが、又州知事は財政上の要求を強制するの權限を有するが、議會の財政上の權能は實質的に著大である、又地方政府は各州に於ける財源に對し完全なる統制を行ふことを得る、地方稅賦課の權能も亦擴大せられた、加ふるに改革前に於てはオープン・マーケットに於て起債するを許されず、其の他の起債も抑制されたが、改革後は印度外に於ける場合は大臣の認可を得て、印度内に於ける場合は總督の認可を得てオープン・マーケットに於て其の收入を擔保として起債することを許さるゝに至つた、尙一九二五年中央政府の設置したる州債基金からも起債するを得ることとなつた。

中央政府の地位は地方政府とは寧ろ異なる。改革後財政上の權能は擴大されたが畢竟程度の問題であつた、是は中央政府にはダイアーキー主義が適用されない爲であつた、而して印度大臣は中央政府の豫算を中央議會へ提出する前に認可し、新なる租稅を認可し、印度外に於ける起債、金準備、紙幣、爲替政策、一定の高等官の俸給、給與、其の他の事項に關し統制を行ふ。

中央政府及地方政府の財政上の關係は右の如くであるが、一九二九年度に於ける中央及地方の總收入及總支出の事項別割合は左の如くである。

| | |
|---------|-----------------|
| 總 收 入 | 二、二七二、六四八、〇〇〇留比 |
| 關 稅 | 一二三・八一セント |
| 鐵 道 | 一六 " |
| 土 地 收 入 | 一五 " |
| 軍 事 收 入 | 二 " |
| 利 森 漑 林 | 三 " " |
| 灌 溉 印 所 | 三 " " |
| 鹽 得 消 費 | 四 " " |
| 紙 稅 | 六 " " |
| 其 他 | 七 " " |
| 總 支 出 | 二、二七二、六四八、〇〇〇留比 |
| 農 業 | 一〇 " |

次に一九三〇年度に於ける出来事に就て述べよう、此の年度の重要な現象は其の深刻さに於ても、其の反動の廣汎さに於ても未曾有な經濟的不況であつた、程度の差こそあれ各國孰れも此の不況に襲はれざるなく、卸賣相場は英米等に於て一五乃至二〇パーセントを減じ、割引歩合は倫敦、巴里及紐育の世界的市場に於て二分乃至三分に低下した、印度の如き原料を輸出し製品を輸入する國に於ては不況の打撃は殊に甚しかつた。

貿易上の不況に影響せられた印度の財政關係の困難は、政治事情の爲に更に甚しきを加へた。非暴力的反抗運動は印度内のみならず、印度外の關係に於ても貿易に悪影響を及ぼし、殊に西部印度に於ては或る期間商業は全く癱瘓した。之が爲に政府の短期金融市場の統制、通貨の收縮、資本の海外逃避を結果した、僅に政府の一九二七年に定めた一志六片の留比歩合を維持するの宣言に依て市場の安心を贏ち得たのであつた。

物價下落の結果輸出品に對する利潤の減少した爲であつた、又銀は年度の初に於て倫敦相場が $19\frac{7}{16}$ kd
なりしが年終には $13\frac{3}{16}$ kd に下落した、是は支那の動亂の結果多量の銀が賣出された爲であつ
た。

入相場は $1s.5\frac{27}{32}d$ であつた、四月に於ける爲替相場は $1s.5\frac{13}{16}d$ であつて商業不況、反抗運動にも拘らず低下の徵候がなかつたが十一月に入て悪化し、政府は爾來二月までスターリングの買入を爲し得なかつたのみならず、 $1s.5\frac{49}{64}d$ の法定相場を以て政府に於て賣却を爲すべしとの要求起り、十一月乃至三月に賣却したもの五百六十五萬磅に上つた、併し反抗運動の終熄すると共に爲替相場も平常に復するの勢となつた。

通貨狀況に關しては年度初の銀行利子は六分であつたが、物價下落の爲金融の要求起らず七月に入て五分となつた。政府は金融緩慢を救済する爲通貨を三億八千餘萬留比まで收縮した。銀行利子は十一月から六分、一月から七分に昂まつた、是は棉花及種實に關する資金の季節的需要に基くものであつた。銀行利子は年度末まで七分を維持した。

公債に關しては年度内に不生產的公債二億二千萬留比を增加した、是は主として收入不足と銀賣却損とを補填する爲であつた、斯くて内國債は六十四億五千餘萬留比に、外國債は五十一億七千餘萬留比に増加した。本年度に於て負債償却に充てた金額は六千餘萬留比であつた。

(附錄)

印 度 の 將 來

(一九三二年九月ラウン
ド・テーブル誌所載)

一 前進か退轉か

印度の新憲法制定の事業は種族集團の反目、政派の軋轢、非軍事的不服従等の難關裡に堅實なる進展を示し、今や方に研究の時代を去つて實行の時代に移らんとしてゐる。併し二者の疆界は明確ではなく、研究の結果が既に實行に移されてゐる際にも尙考察は繼續されなければならぬ、現に西北國境州は知事の管轄する州となり又ビルマに對しては分離統治の方策が講せられてゐるが、此等の例外を除いては全局に於て吾等は尙新憲法の根本原則の攻究と決定との段階に在る、而して吾等が堅實に歩武を進めるの急なれば急なるだけ民衆の怨嗟と反抗との發展の餘地なからしむることを得るであらう。吾等の處すべき途は前進か退轉かの二途あるのみである。吾等が現在の畸形的な兩頭政治を含める憲法を漫然として維持し得る時期は既に過ぎ去つてゐる、若し憲法制定を促進しないならば之に代るものは、一方に於ては武力獨裁主義の強化と非常命令に依る統治制度の永續であり、他方に於ては非軍事的不服従と暴動の再現を見るのみである、斯の如き過程は徒らに人命と財産とを害ひ吾等の

誠意を疑はしめ、早晚其の要望を満足せしめねばならないところの政治的に覺醒せる印度民衆の反感を増大せしむるであらう。

印度自身にしても吾等が繰りかへし論じたる如く其の擇ぶところは憲法か混亂かの中に存する、若し印度にして國民會議の過激派の聲に聽くなれば、唯無秩序と混亂あるのみで何時までも鎮壓を持続することは出來ない。

吾等は其れ故に出来得るだけ急速度を以て前進を繼續しなければならない、尤も其の歩調は形勢に應じて緩急疾徐の宜しきを得べきではあるが、本年七月二十七日サー・ナミュエル・ホール（印度事務大臣）は、英國政府は慎重なる計劃の下に前進するに決定したことを聲明した、其の計劃を要約すれば次の如くである。

種族反目に關する英國政府の決定ありたる後諮問委員會を印度に再開し、疊に之に附託せる幾多の重要問題に關する審議を繼續せしめ、同委員會の事業は此の段階に於て終了することとする、政府は確定案ではないが憲法改正案を提出し兩院協同委員會をして審議せしむる、而して印度人は同委員會に於て證言を爲し得るのみならず、事實上其の審議を幫助することとなるであらう、次に政府は該委員會の審議の結果を基礎として全印度統治——各州の自治及中央に於ける政府の責任政治を包含する——に關する單一法案を議會に提出する、而して同法案の考察は前記の委員會に附託せらるゝであら

う。印度事務大臣は以上のプログラムの進行の時日を明示してゐないが、政府の該法案の完成は本年十二月以後なるべく、從つて議會に該法案の提出さるゝは恐らく明年（一九三三年）四月以後なるべきは明白である。

上叙のプログラムは保守主義の頑冥者流に取つては、印度の將來を急轉せしむるものとの危惧を抱かしむるは勿論であるが、眞に危險なる批判は他の方面に存する。勞働黨の異論——不幸にも圓卓會議に協力しつゝあつた若干の印度政治家も之に共鳴してゐる——は英國政府がサイモン調査委員の例に倣ひ、印度との自由且平等なる協議方法を排して印度人を除外せる考量及決定の方法を採つたといふに在る、然しこの非難は諮問委員會を繼續せしめ且兩院協同委員會に依て印度人との直接協議を爲さしめむとする英國政府の意圖を誤解せるに基くものである。圓卓會議は價值あるには相違ないが、更に之を繰返さんことは徒らに時日を遷延するに過ぎない、目的が實行にある場合には之に依るべきではない、又英國議會が絶えず印度代表者と直接協議を爲すことは地理的事情のみから見ても行はるべきではない。

第二の非難は單一法案を以て各州と中央とに於ける改革を規定したことに対するものである。此の反對説は二つに分れる、其の一は單一法案とすることは先づ各州自治法の實施に依り印度の民衆に自治の訓練を與へ、然後に中央の改革に進むべき計劃を妨ぐるものであると非難する、其の二は之を

反対に政府案は聯邦に關する障礙、然も多數の障碍の排除さるゝまで如何なる憲法上の進歩をも遷延せしむることゝなると非難する。

然しこれは今更如何ともし難き事柄である。英國政府は曩に全局面を包容する單一の法律を制定すべきことを誓約したのみならず、印度に於ける最も穩健なる主張を有する政黨すらも各州自治法のみの實施には絶對反対の意を示してゐる、加ふるに英國政府は單一法案中には聯邦樹立に必要な一切の手段の完成を待たなくとも、各州憲法の實施を可能ならしむる條項を含ましむる方針であると聲明してゐる。

然しながらこゝに印度事務大臣が當然答ふべくして未だ言明せざる一つの重要な問題がある、——即ち「印度に於ける政治犯人の問題」である。——現印度事務大臣は政治犯人の數が減少したことを以て満足してゐる、これは尤ものことであるが、三萬の政治犯人が三千人に減じたとしても政治犯人の問題は之に依て解決されるものではない、早晚彼等の釋放問題を解決し、正常の市民生活及政治生活に復歸せしめなければならないが、他方に於て政治的暴動及政府顛覆運動をして憲法的進歩を阻害せしむべきでない。英國政府の採るべき最善の方法は憲法草案の公表と共に、即ち確定案の議會提出前に非常命令——恐怖主義彈壓に必要なものを除き——を撤廢し一般的政治的大赦を行ふべきである。而して非軍事的不服従が再始され又は繼續さるゝに於ては結局現今の制度への復歸となることを明にすべきである。

斯る方策は印度政府の恩赦的行爲であつて、決して印度を代表すると見るべからざる國民會議派との妥協又は協定の結果であるべきではない、然し之と共に印度政府は憲法草案を作成するに當つては、其のが何等かの手段に依て印度に於ける唯一の民衆的組織を有する最大の政黨——國民會議派——の一部の協力を得なければならぬことを銘記すべきである。

二 當面の實際問題

英國の立場から見ると、現今は種々の點に於て印度憲政の過渡期に於ける最も困難な時機である。印度の實際統治に關する英國の責任は依然として變らないが、同時に印度に於ける英國の權力を弱め内訌又は暴動さへも招致するの虞ある憲法上の變革に着手しなければならない、憲法改正に關する英國の責任は最早圓卓會議の手段——當初に於てこそ必要であつたが——に依て時日を空過することを許さないのみならず、既に圓卓會議に於て論議されたまゝ未だ解決されない重大問題は速に處理されなければならない。

第一は種族間の抗争の問題である、此の問題は印度の自治制實施が近づくに従つて悪化し、新憲法の施行前更に険惡に赴くものと察せらる。各種族は全然協定に失敗し彼等の提議せる幾多の「最少限

度の要求」すらも互に相容れざるものであつた、結局英國首相は憲法改正の進行が阻害せらるゝを防止する爲に、暫定的規定を決するの責任を引受くるの已むを得ざるに至つた。(一九三二年三月)

第二の問題は暴動や殺人に關聯するものではないが、其の解決は種族抗争問題と同様に重要且困難なる問題である、即ち土侯國に關する問題が其れである。

元來印度の憲法改革の全計劃は英領印度と土侯國とを含む全印度聯邦の思想に基盤を置いてゐる。若し此の精神が實現されなければ吾等は第一回圓卓會議の當時、即ち自治領的地位への發展は誓約されたが、之を達成する手段の未定であつた當時の段階に立返ることとなる。其れ故印度の將來は土侯等の態度に繋るわけであるが、彼等の態度は印度の情勢の變化とビカネル國のマハラジャ(王)や、ボーバル國のナワブ(太守)の如き有力者の勢力によつて左右されるのであつた。

今や聯邦を現實となすが爲には猶豫することなく彼等を説服しなければならない。サー・サミニエル・ホーアは本年六月二十七日下院に於て、聯邦的憲法の實施は聯邦形成に關係ある單位の聯邦に參加する用意あることを條件とすると述べてゐる。聯邦に參加するものと否らざるものとの併立するが如き二重制度は考慮されてゐないのであるから、此の印度事務大臣の聲明は第三流の土侯たりとも聯邦參加拒否の權を有するものと解釋され得るのであるが、事實上主要なる土侯國が聯邦成立に協力するならば他の小國は一も聯邦外に立つものはないであらう、而して主要國として其の聯邦參加に同意

せしむるをするものは十一、二箇國ほどであつて、土侯國は現在其の意に反して聯邦參加を強要されてはゐない、彼等は主として二つの理由から聯邦參加を望んでゐる、第一に彼等は英領印度が大規模の自治制度に發展することを以て必然の勢なりと悟り、自治制度をして彼等自身の脅威たらしめる爲に其の成立に參與せんことを欲するからである、第二に政治機構の一部として既に總督府監督の下に在る財政事務及關稅の如き事項が次第に重要性を加ふるを見て、彼等も亦其の恩澤に浴せんことを欲するからである。此等の理由は土侯等の聯邦加入を信せしむるに足る有力なる動機であるが、彼等の要望するところは聯邦の事務に屬せざる政務に關する獨立が維持さること及彼等と英國皇帝との條約に依る直接關係が依然存續され侵犯されることの保障である、此等の要望は土侯が一定の一般的條件を承認するならば當然許與さるべきものであるが、英國政府の爲すべき保障は土侯國の正常なる立憲的進歩を阻礙し、又は衰頽せる者は惡政を行へる王室を支持するが如きものであつてはならない。

次に土侯と皇帝との直接關係が維持さるゝならば、此の關係を掌理し土侯國の權利の保障を實現する爲何等かの憲法的機關が存在しなければならない。現在の印度の統治組織から一步を進めて半自治的の全印度聯邦が實現せる際、印度統治の實務からかけ離れたホワイト・ホールの一行政機關(印度省)が依然として存在し、又副王が依然として統治上の總督を兼ね、聯邦行政會議と共に統治に當る

が如きは有り得べからざることである、蓋し印度聯邦に於ては英國皇帝は聯邦政治と直接關係のない土侯、英領印度、英帝國各代表者から成立する評議會により助言さるゝ副王によつて代表せらるゝが至當であつて、此の場合に於ては英帝國政府の代表者の意見が最も有力たるべきは勿論である。

右に述ぶるところは一般的の憲法上の問題であつて、土侯等と印度との關係に局限されたものではない。少數種族に對しても、恩給を給與すべき官吏其の他のものに對しても、一定の保障を與へなければならぬ。而して不定期間に亘る過渡期の間これ以上の留保及保障を規定する必要がある。圓卓會議に於ける討議の結果では副王兼總督が此等の權能を行ふ機關のやうであるが、副王兼總督が別に全印度聯邦の憲法上の首長として斯る任務を行ふを得ざるは明かである。

總督は其の一切の職務に關し憲法上の諮問機關が必要である。現在に於ては總督は印度事務大臣を通じて英國議會に對し責任を負ひ、其の諮問機關としては印度行政會議があるが、新憲法實施後に於ては總督は自治的聯邦から留保された政務に關し聯邦行政會議又は印度省——現在に於ても印度の輿論は印度政府以上に其の監督を受くるを忌である——の補助を受くるを得ざるは明かである。さりとて總督が此等重要な留保的權能を行ふに當り、英國官僚及非官吏たる歐洲人を顧問とすべしといふが如きは勿論問題外である。其れ故英國政府及兩院協同委員會が數箇月の内に當面すべき緊急問題の一は、印度の責任政府に全然委譲されないやうな現總督府及印度省の職務を、一方に於ては印度の輿論を無視することなく、他方に於ては保障及留保を拠棄することなしに遂行し得べき手段を講ずることである。

三 財政上の難問題

此の問題は政府の財政に關し極めて緊急な形態を取る、差當り少くとも政治的留保と密接に關係して何等かの財政的保障が定められなければならない。こゝに二つの根本的問題がある、第一は如何にして財政上の安全を確保し得べきか、第二は之に基き如何にして歳出入の剩餘を捻出し之をして財政的基礎の確立に貢献せしめ得べきかである。就中後者は最も重要な問題である、何となれば單に憲法上の制度を以てしては此の問題を解決し得ず、然も之を解決し得ざれば憲法の全組織は根本から覆へるからである。然るに此の問題は從來不思議にも開却された、從來の兩頭政治(Dyarchy)は過去に於て失敗であつたと断することは出來ない、其の理由は印度をして一九一九年以來の十二年間を切り抜くを得しめたやうな、兩頭政治に代はるべき制度を何人も提案し得なかつたからである。然し兩頭制度が破綻したのは主として委譲事項が資金に窮し、然かも州議會には資金を得るの權能が與へられなかつた爲であつた。

畢竟各州の政治的及行政的自治が財政上の壓迫に依て甚しく阻礙された譯である、然し兩頭政治實

施當時は現金に比すれば好況時期であつたが、原料生産國にして莫大な農業上の債務を負へる印度が、他國と同様に深刻なる經濟的悲況に襲はれたとしたならば其の境遇は如何に慘憺たるものであらう、原料價格が昂騰し貿易狀態が好轉せざる限り吾等は印度政府を豫算不足か、經費節減及増税か一是よりも政治的暴動と憲法的崩壊とを招來する確實な道はない——の一を擇ばしむる外なき窮地に陥るゝことになる。

先づ問題の重要性を知らなければならぬ。印度は數億の人口を擁してゐるが、其の大多數は英本国に於ては到底想像し得ざる程度の悲惨なる生活を營み、多額の收入を有するものは極めて少なく其の擔稅能力は甚だ低い、數世紀に亘り印度財政の基礎であつた古來の地租制度は、近代の政治機構及要望の聲益々切なる社會的事業を支持するには甚しく不充分になつた、聯邦財政委員會の推定によれば、假に今日の不況時期を脱し物價が昂騰し貿易狀態が回復したとしても、各州の歳入不足額（一九三二年三月、同委員會の報告書に據る）は總計四千萬留比（三百萬磅）に上る、同委員會の案たる所得稅收入の中から五千萬留比を各州に分配するとしても、尙ベンガル、アッサム及ビハール・オリッサの三州は歳入不足を告げるのである、斯の如き實情を見ると第一回圓卓會議に於て問題となつた各州の豫算不足の繼續する場合には、一定の行政的及財政的權能を州知事に取戻すといふが如き財政的保障案は全く無意義である、又各州は政治的關心の日に増し集中せらるゝ「國家建設」の費用に對し

責任を負つてゐることを記憶しなければならない、然るに印度の自治及社會的改革運動の中心の一たるベンガル省の財政状態について、聯邦財政委員會は其の見積不足額は出来るだけの經費節約を行つたところで、他州の負擔に於てやつと補填せらるゝに過ぎない、斯くまでにしても州政府には新政策を賄ふ餘裕はないであらうと述べてゐる。

轉じて中央政府の財政状態を觀るとこれも亦有望ではない、聯邦財政委員會（前述の經濟事情が回復するものとして）現在の稅制を基礎として四千五百萬留比の剩餘金を見積つてゐるが、所得稅收入から各州への補助金を控除すれば剩餘どころではあるまい、マツチ消費稅を賦課すれば二千萬留比（一、五〇〇、〇〇〇磅）の剩餘金を得る見込であるが、委員會は之を以て新憲法實施に伴ふ必要費を辛うじて支辨し得べしと觀てゐる。

然し聯邦財政の問題は各州に於ける問題——膨脹する支出に對する不十分にして彈力性なき收入の問題——とは同様ではない、中央の收入に對する巨額の支出の問題である。バーシー委員會（聯邦財政委員會）の聯邦豫算に關する見積に依ると、歲出額八億百萬留比（六〇、〇七五、〇〇〇磅）の中四億七千萬留比は軍事費に、一億七千七百五十萬留比（一三、三二二、五〇〇磅）は公債費（大部分は英貨公債）に、二千六百五十萬留比（一、九八七、五〇〇磅）は恩給費（多くは英貨支拂）に充當されるわけである、此等の支出を總計すると各州への補助金を除いた聯邦政府總支出額の八四パーセント

に相當する。斯の如き聯邦財政の見方は勿論財政の眞相を誤解せしむる處がある、何となれば聯邦組織の國家に於ては、例へば北米合衆國の如く此等の支出は中央政府の歳入に對する主要の負擔であつて、一般行政費の大部分は各州の負擔となつてゐる、又自給自足の國家事業（郵便、電信、鐵道等）の收支は政府の豫算から除外されてゐるからである、併し印度議會の立場から觀れば、此等の支出項目は種々の理由の下に變更し得べからざるものであることを注意すべきである、加之政治問題に於ては勤もすれば事實の眞相よりも外觀が却つて重要な問題を提供する、而して印度政治家に取つては、此等の支出は新なる政治的冒險の爲の負擔として極めて宏大にして堪へ得べからざるものゝ如く觀える。

支出の大部分を軍事費に充てることは軍隊問題を甚しく困難ならしめる所以である。印度の政治家は急進派を除けば印度が現在の程度の軍隊を維持せねばならないこと、兵員の大部分が英國人なる限り（其の一理由は種族鬭争鎮壓である）印度の軍隊統率權が英國政府に屬さねばならないことに異論はない、印度軍隊に對する終局の責任が、少くとも現在に於て何處に在らねばならないかに付ては疑の餘地はあり得ない、然しながら經費の問題となり其の額が、バーシー財政委員會の見積額たる四億六千萬留比が聯邦豫算總額の六〇パーセントに當るといふことになると問題が紛糾するのである。如何にして之に要する資金を確保すべきか、概言すれば二つの答辯が豫想される。

第一は獨立の軍事豫算に對し特定の收入を充當し、剩餘あれば勿論聯邦の一般資金に繰入れることである、第二の方法は一般豫算の上に軍事費として保證されたる確定費を設定し、豫算が成立せざるときは總督が支出を保證するを得ることとするのである。然し此の二種の方法は孰れにしても甚しい不利益を伴ふ、第一の方法によれば徵稅は會計管理の二元制度を創設することとなり、之に伴つて事務費が嵩むこととなる。又印度の現在の事情の下に於ては實行し得べからざるものである、何となれば關稅收入（聯邦歲入の主要財源たる）の見積額は軍事費よりも僅に三千萬留比を超ゆるに過ぎないから、貿易不振の年度に於ては必要額以下に減する虞があるからである。又印度の輿論は英國の掌裡に、例へば關稅——保護關稅の難問題を含む——及鹽稅に對する責任を保留するが如き憲法を正當なる自治制度として受諾することはあるまい。次に第二の方法たる總督の保證は政治的及財政的機構の全體が總督の權下に在つて、議會に於ける多數が政府の意のまゝに製造され得る場合には有效な權能であるが、假令制限あるも自治制度の下に於ては英國が政權を事實上掌握するの可能性なき限り無意義である。

斯くの如く觀れば此の問題は全く紛糾を極むるのであるが、之が解決に當りては若し新憲法の下に於ける印度統治の責任者が軍隊をボイコットし、凡有る手段に依つて英國政府の干渉を排斥するならば如何に周到なる憲法上の保障も彼等を如何ともするを得ないのであらう。彼等は軍事費の支出を

拒むことを得るのみならず、委譲事務（鐵道及郵便の如き）の協力を拒否し、平時に於ては軍隊の統制を亂し戰時に於ては動員の一大障害を來すであらう、其れ故に吾等にして憲法上に保留規定を設くことを可とし印度の完全なる獨立を否とするならば、一般的憲法組織——選舉權の範囲、少數民族及土侯に附與すべき若干の權利を含む——は、新政府が保留を快諾するの用意を有し、英國及其次の事業に對し好意を有するものとして制定せらるゝが如きものでなければならぬと假定しなければならない。而して軍隊に對し好意を確保する爲には其の經費を出來得るだけ最少限度に止め、軍人の印度化は成るべく速に成るべく廣範圍に實行し、又印度代表者をして最も密接なる實際的方法に於て軍隊の統制に干與せしめなければならぬ。斯の如き假定の下に憲法改正に伴ふ財政的協定の方法に依て聯邦豫算上に軍事費の定額例へば四億五千萬留比を設定し、此の額は經費節約と兩立しえべき最高額とし又數年の後には再吟味さるべきものとする、此の外には執るべき方法はないと思はれる。

印度公債の問題は軍事費の問題程に印度特有の複雜ではないが、憲法上の難問題と關係のない理由で解決が一層困難となり得る問題で、過去四年間に於ける物價の低落に因つて世界の各國政府は中央も地方も甚しく負債を増加した、若し物價が負債成立當時の價格ほどに回復したならば此の問題も自然に解決され、印度に於ても憲法作成者に取り他の問題以上に難問題とはならないであらう、或る點

から言へば印度は公債に關し大多數の他國よりも有利な實情にある。

一九三一年三月三十一日に於ける印度政府の負債總額（流動資產を除く）は百十八億三千萬留比（八億八千七百萬磅）に足らず、鐵道公債及戰時寄附金の殘額をも含む。是は額面上の金額で其の平均利率は四・二九パーセントである、然るに之に對して印度政府は百六億三千萬留比（七億九千七百萬磅）の資産を有し、其の主要なるものは政府の事業資本であるが、各州政府に對する利子附債權と國有及軍用財產をも含み、其の外に若干の評價し得ざる資產がある。故に聯邦財政委員會は若し聯邦政府が聯邦成立前の債務を引受くるとするも、同債務は聯邦政府の引渡を受くる資產に依て償ひ得らるゝであらうと報告してゐる。併し注意すべきことは政府資産の評價は決して商業的に堅實に算定せられたものではないこと及政府の資産から直接に生ずる唯一の確實なる收入は「標準」豫算に表はれたる國有鐵道の純收入五千萬留比（三百七十五萬磅）のみであつて、聯邦の負擔する利子支拂額は一億七千七百五十萬留比（一千三百二十五萬磅）に上ることである。

更に物價下落が繼續され印度の負債に對する支拂が不可能となれば情勢はどうなるであらうか。

印度の信用に關する政府の聲明は一、二に止まなかつた、ラムゼー・マクドナルド氏（一九三一年六月二十六日下院に於て）は印度統治の過渡期について陳述を試み、「財政上の安定が確保されざる限り新憲法制定は不可能であらう、英國政府は現在印度事務大臣の責任に屬する印度の財政的安定及治

安を害するが如き事態の發生を許さざる決心である」と述べ、又「憲法問題の解決され將來印度の信用維持を確保するに足る規定の決定さるゝまで、英國政府をして印度の信用を維持する爲印度政府に對し機宜に應じ財政上の支持を與ふるに必要な權限を得せしめんことを議會に要求すべし」と言明した。

其れ故將來に關しては憲法中に右の聲明に考慮せらるゝが如き規定を設ければ、吾等の義務は履行せられたと見るを得る譯である、併し其れ等の規定は如何なる性質を有すべきか、其れ等の規定中には財政上の留保も含まれねばならないかといふ問題は尙殘る。マクドナルド氏はラホールの國民會議に於て公債問題に關し議論沸騰せる際タイムス特派員に與へた書面に於て、(一九三〇年一月二十八日「タイムス」参照)特に印度の英貨公債に關する所見を述べ、「印度の英貨公債は英國の法律に従ひ發行され印度の收入を擔保とするものであるが英國政府の保證するものではない」と指摘した。尤も印度英貨公債は「受託者の投資に關する法律」に依る投資證券たるの資格を有するが是は別問題である。右書面に依ればベン氏は假定の下に論議することを拒絶したが書面の一節には左の通述べてる。

「今日の英國政府は印度に於て公債廢棄が實現せらるゝが如き事態の發生を許與する意思はない、又印度憲法改正の計劃を處理するに當り、英國議會が公債の發行條件の破棄に對する保障規定を必要

あるに拘らず設けざるが如きは想ひ及ばざるところである」

然らば保障規定は考慮せらるゝものとして其れは如何なる性質のものであるか、圓卓會議に於て憲法中に印度公債に關する保障規定を設けむことを主張した人々は、例へば契約に依らざる利子低減の如き事態の發生を避けんとしたものであつた、若し印度が斯る亂暴な便法を執ることとなつたならば形勢はどうなるであらうか、過渡期に於ては責任と統制とは依然印度事務大臣と英國議會とに存するけれども、新たな統治組織の下に於ては形勢は一層不明瞭である。聯邦成立後は原則として聯邦議會が豫算編成及聯邦財政の責任を有つであらう、此の場合に財政上の保障はいかなる形態を取るであらうか、英國政府が印度公債所有者の損失を補償するであらうか、又は何等かの方法に依つて直接に印度財政に干渉する權能が英國政府に留保せられるであらうか、而して斯る權能の留保は印度に設定せらるべき責任政治と兩立し得るであらうか、最後に吾等が既に愛蘭自由國に對して實行せるが如き回復手段を同様の場合に印度にも適用すべきであらうか。

以上各種の財政問題は早晩解決されなければならないが、先づ第一に解決すべきはもつと一般的な問題である。蓋し印度の政治的運命は其の經濟的運命に關聯し、而して其の經濟的運命は一部は世界の大勢に依り、一部は印度自身の努力に依つて決定さるゝのである。此の論文が發表さるゝ頃には英國の經濟的發展を特惠關稅のみならず、金融的協力に依て達成せんとするオッタワ會議の成果が明

白となるであらう。唯印度が此等の施設に於て如何なる役割を演するかは新憲法が制定さるゝまでは明瞭でない、何となれば將來印度が執るべき經濟政策上に於ける自由の程度は今日未決定であるからである。印度は留比と磅との關係を斷たんと欲するでもあらう、今日と異なる比價を定めんと欲するでもあらう、或は銀本位を欲するでもあらう、新聯邦の支配者は此等の重大なる問題に付て制限を受くるか、若し然りとせば如何なる方法に依るか？如何なる理由に基くのであるか。是はこゝ數箇月間に何等かの答辯が與へられなければならぬ緊急問題である。



昭和八年三月十五日 印 刷

昭和八年三月二十日 発 行

拓務大臣官房文書課

東京市神田區旅籠町二丁目十二番地

印 刷 者 青 田 伊 祐

東京市神田區旅籠町二丁目十二番地

印 刷 所 廣 業 館